

公共下水道に早めの接続を！

公共下水道は、衛生的なまちづくりに欠かせない施設です。公共下水道が整備されると、清潔で快適な水洗トイレが使えるようになり、蚊やハエの発生しにくい、住みよいきれいなまちになります。

平成30年4月1日現在、公共下水道を使用できる区域は約800ヘクタール、下水道普及率は約78パーセントになりました。

4月1日から新たに使用できる区域

八条・鶴ヶ曽根・二丁目・木曽根・南川崎・伊勢野・古新田・垢・大原・大曽根のそれぞれ一部（図のとおり）

公共下水道を使用できる区域の皆さんは、処理開始の日から1年以内に、下水道に接続することが、条例などで義務づけられています。

※下水道の接続工事は、市の指定工事店でなければなりません。必ず市の指定工事店へ依頼してください。

受益者負担金

4月1日から新たに公共下水道を使用できる土地については、平成30年度受益者負担金の賦課対象となります。対象となる方には、内容確認・納付方法などについて個別に通知します。

なお、すでに納期が過ぎている負担金の納入がまだお済

下水道課 ☎422

みでない方は、すみやかに納入してください。

下水道の正しい使い方

大切な下水道管を傷めたり、詰まらせたりしないために次のことを守りましょう。

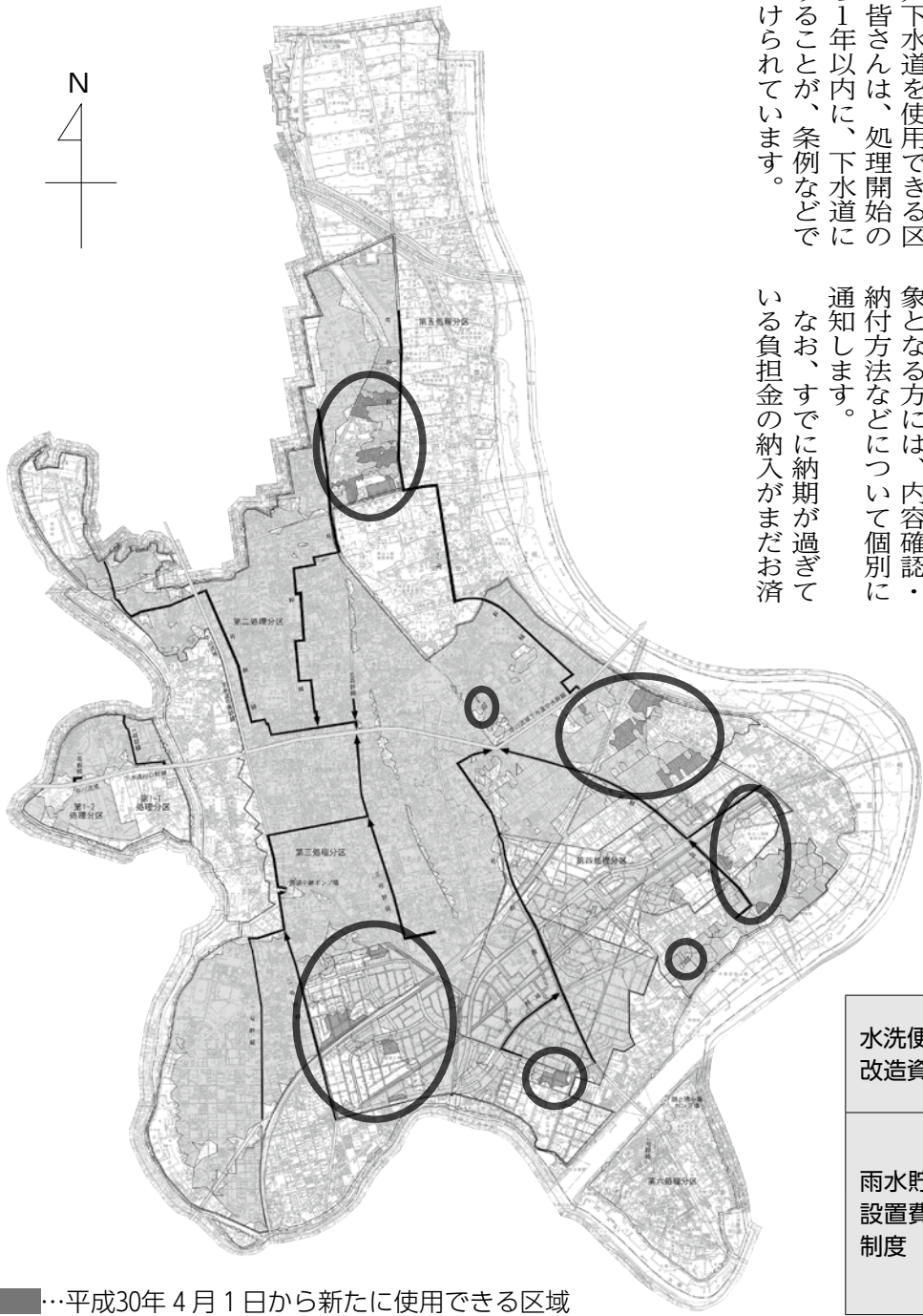
- ・台所のゴミや油は流さない
- ・水洗トイレにはトイレット

貸付・補助制度

ペーパー以外の生活用品は流さない。
・有害な物質や危険物は絶対に流さない。

水洗便所等 改造資金貸付	貸付金の限度額…40万円<無利子> 返済方法…貸付を受けた翌月から毎月1万円
雨水貯留施設 設置費の補助 制度	既存浄化槽(単独・合併浄化槽)の改造補助額…8万円 市販の雨水貯留槽の設置補助額…費用の2分の1以内(限度額2万5千円)

公共下水道整備状況図



…平成30年4月1日から新たに使用できる区域

第6次八潮市障がい者行動計画・第5期八潮市障がい福祉計画を策定

市では、平成30年度から32年度までを計画期間とする今後の障がい者施策、障がい福祉サービス等の提供体制を示す総合的な計画として「第6次八潮市障がい者行動計画・第5期八潮市障がい福祉計画」を策定しましたので、その概要をお知らせします。

計画の概要

この計画は、「ともに生き、ともに支え合う地域づくり」という基本理念のもとに、障がいのある人によって分け隔てられることなく、互いに尊重しあい、地域の一員として支えあい、自らの意思で自分らしく生きることができる社会づくりを目指す、総合的な支援を推進するために策定したものです。

基本目標1

自立した地域生活の維持および継続

障がいのある人が「自立した地域生活」を送ることができ、社会づくりを支援する体制を整備し、維持・継続していくことを目標とします。

〈重点事業〉

- グループホーム等への支援
- 短期入所(ショートステイ)の充実
- 手話奉仕員・要約筆記者の養成
- 教育内容・方法の充実
- 人権教育の推進

基本目標2

社会参加を進めるための体制の充実

障がいのある人に対する就労支援や学習機会の提供、地域活動への参加を促す取り組みなどを後押しする施策を推進していきます。

〈重点事業〉

- 障がい者就労支援センターの充実
- 関係機関との連携の充実
- 障がい者の虐待防止
- 障がい者差別解消の推進
- 地域活動支援センターの充実
- 生活介護の充実

基本目標3

障がい児の健やかな育成を支援する体制の充実

障がい児の早期発見・早期対応から、障がいのある児童のライフステージに沿った、関係機関との連携による、地域支援体制の構築と提供の実現を目指す。

〈重点事業〉

- 各種健康診査及び事後指導の実施
- 障がい児発達支援巡回事業の実施
- 保育所、心身障がい児訓練施設、学校等療育関係機関の連携強化

基本目標4

地域で支え合い、安心して暮らせる環境づくりの推進

道路や公共施設などのバリアフリー化・ユニバーサルデザインを一層推進するとともに、防災・防犯対策の充実を図り、誰もが安心して快適に暮らしていける生活環境を整えます。

障がい福祉課 ☎453

理解や認識が深まるよう心のバリアフリー化を目指します。

〈重点事業〉

- ホームページの活用等を通じたボランティア活動に関する情報提供の推進
- ヘルプカード普及の推進
- 災害時要援護者リストの活用と情報提供システムの整備
- 避難誘導体制の整備
- 福祉避難所の充実

基本目標5

利用者本位のサービスの実現

障がいのある人がライフスタイルに応じて様々な生き方を選択できるようにサービスの拡充に努め、利用に関する支援体制の整備を図ります。

〈重点事業〉

- 障がいについての情報提供
 - 情報共有の充実
 - 障がい者への行政情報等の提供の充実
 - 聴覚障がい者への情報提供等の充実
 - 相談支援事業の充実
 - 相談体制の整備
 - 基幹相談支援センターの充実
 - サービス利用計画作成の支援
- ※詳しい内容については、市ホームページをご覧ください。